

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
2月9日
(火曜日)

目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課)……………一

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………二

道路の位置の指定(建築指導課)……………二

○公告

国土調査の成果の認証(政策企画課)……………二

国営緊急農地再編整備事業(南周防地区若杉換地区)の換地処分(農村整備課)……………二

県営長谷地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………二

林業種苗生産事業者講習会の開催(森林整備課)……………三

岩国港港湾計画の変更の概要(港湾課)……………三

徳山下松港港湾計画の変更の概要(港湾課)……………四

山口県告示第四十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和三年二月九日

一 形質変更時要届出区域

山口県知事 村岡 嗣政

周南市みなみ銀座一丁目二一の一の一部、二二の一の一部、二三の一の一部、二四の二の一部、二四の一の一部、二五の一の一部、二五の二の一部及び一〇〇の五の一部並びに同市みなみ銀座三丁目一三の一の一部、一四の一の一部、一五の一の一部、一六の一の一部、一七の一の一部及び一〇〇の三の一部

二 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

山口県告示第四十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和三年二月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称
田屋(4)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地名	番	標柱番号
長門市	東深川	石	山	一〇四四二の一	一号
〃	〃	〃	〃	一〇四四一の一	二号
〃	〃	〃	〃	一〇四四一の一	三号
〃	〃	〃	〃	一〇四四一の一	四号
〃	〃	〃	〃	一〇四四一の一	五号
〃	〃	〃	〃	三〇一の一	六号
〃	〃	〃	〃	三〇一の一	七号
〃	〃	〃	〃	一〇四七八の一	八号
〃	〃	〃	〃	三〇七	九号
〃	〃	〃	〃	三〇六の一	十号
〃	〃	〃	〃	三〇六の一	十一号
〃	〃	〃	〃	一〇四四二の六	十二号
〃	〃	〃	〃	二九九の一	十三号

山口県告示第五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和三年二月九日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市美里町四丁目九五六一〇一及び九五六一〇六・〇七・五	四・〇	六七・四	令和三、二八
下松市潮音町六丁目三四三の四	五・〇	八三・七	〃



(三五) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和三年二月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
萩市	平成二十九年四月一日から令和元年十一月二十六日まで	萩市地籍図	大井の一部
下関市	平成二十四年五月七日から平成二十九年十二月二十一日まで	下関市地籍図	豊田町大字大河内及び豊田町大字地吉の各一部

〃	〃	〃	二九二の五	十四号
---	---	---	-------	-----

二 認証年月日

令和三年二月九日

岩国市	平成三十年四月一日から令和元年八月二十一日まで	岩国市地籍図	錦町宇佐郷の一部
長門市	平成三十年四月一日から令和二年一月二十九日まで	長門市地籍図	依山の一部

(三六) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区若杉換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区若杉換地区の換地処分を次のとおり行いました。

令和三年二月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 換地処分の年月日

令和三年一月十九日

二 換地処分の内容

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区若杉換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

(三七) 県営長谷地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営長谷地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年二月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営長谷地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年二月十日から同年三月一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三八) 林業種苗生産事業者講習会の開催
 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号) 第十一条第一項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。
 令和三年二月九日
 山口県知事 村岡 嗣政

一 講習の対象となる者
 林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者
 二 講習会の日時及び場所
 (一) 日時
 令和三年三月十二日(金曜日) 午前九時から
 (二) 場所
 山口市宮野上一七六八番地の一 山口県農林総合技術センター林業技術部
 三 講習の科目及び時間

科	目	時	間
種苗に関する法令			二
種苗の産地及び系統			二
種苗の生産技術			二

四 受講の手続
 講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則(昭和四十六年山口県規則第五号) 第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万五千四百十円に相当する山口県収入証紙を貼って、住所地を所管する農林水産事務所又は農林事務所の長を経由して知事に提出すること。
 五 受講申込書の提出期限
 令和三年三月五日(金曜日)
 六 その他
 この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課(電話〇八三一九三三―三四八五)又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所にすること。

(三九) 岩国港港湾計画の変更の概要
 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号) 第三条の三第九項の規定に基づき、岩国港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。
 令和三年二月九日
 岩国港港湾管理者
 山口県
 山口県知事 村岡 嗣政

一 港湾計画の変更の概要
 平成十二年四月二十五日山口県公告(一八四)によりその概要を公告した岩国港港湾計画について変更した事項は、次のとおりです。
 (一) 係留施設計画
 係留くいの削除

地区名	装束地区	専用	水(メートル)深	バース数	用途
			五・七	一	一般船用

(二) 臨港交通施設計画
 イ 道路

名称	項目	起	点	終	点	車線数
臨港道路 新港室の木線	変更前	一般国道二号	臨港道路	室の木二九号線		二
	変更後	一般国道二号	臨港道路	室の木二九号線		二
臨港道路 新港一八号線	変更前	一般国道二号	新港埠頭	臨港道路		二
	変更後	一般国道二号	新港室の木線	臨港道路		二
臨港道路 室の木五〇号線	変更前	臨港道路	室の木埠頭	室の木埠頭		二
	変更後	臨港道路	新港室の木線	室の木埠頭		二

ロ 道路の追加

室の木地区	変更前					項目 面積 (ヘクタール)積	用途
	二二埠 <small>ふ</small>	二緑	五交	一八二工	四港		
	埠頭用地	緑地	交通機能用地	工業用地	港湾関連用地	埠頭用地	

(五) 土地利用計画

室の木地区	変更後	変更前	項目 面積 (ヘクタール)積
	一一二	一一二	

(四) 土地造成計画

室の木地区	変更後	変更前	項目 面積 (ヘクタール)積
	一一二	一一二	

(三) 港湾環境整備施設計画
緑地

名称	臨港道路 立石二一〇号線	起 点	臨港道路 立石一九号線	終 点	臨港道路 新港室の木線	車線数	二
----	-----------------	--------	----------------	--------	----------------	-----	---

一 港湾計画の変更の概要
平成二十六年四月十八日山口県公告(一三三七)によりその概要を公告した徳山下松港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりです。

(一) 係留施設計画
係船くい

(四〇) 徳山下松港港湾計画の変更の概要
港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定に基づき、徳山下松港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

令和三年二月九日

徳山下松港港湾管理者
山口県
山口県知事 村岡 嗣政

二 港湾計画の縦覧の場所
山口県土木建築部港湾課

地区名	港 湾 施 設
青木地区	小型棧橋
黒磯地区	小型棧橋
藤生地区	小型棧橋

(六) その他の計画
小型船だまり計画の追加

変更後			
二緑	四交	一八三工	四港
地	通機	業	湾関
	能	用	連
	用	地	用
	地		地

二 港湾計画の縦覧の場所
山口県土木建築部港湾課

徳山地区				地区名
変更後		変更前		項目
一五	五六	一六	五五	面 (ヘクタール)積
交	港	交	港	用
通	湾	通	湾	途
機	関	機	関	
能	連	能	連	
用	用	用	用	
地	地	地	地	

(三) 土地利用計画

臨港道路晴海港湾線		名称
変更後	変更前	項目
九号埠頭	九号埠頭	起
		点
		終
		点
		車線数
四	四	

(二) 臨港交通施設計画
道路

徳山地区		地区名
変更後	変更前	項目
〃	専用	公共用又は 専用の別
		水
		(メートル)深
一二・一	一二・一	バ
		ー
		ス
		数
		用
		途
一	一	
危険物船用	一般船用	

令和三年
二月九日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁